

1カ月余り前、資本金1億円以下の中小企業に適用される税の優遇措置が関心を集めた。発端はシャープが1200億円以上ある資本金を1億円に減らすという計画であった。累損の解消を図るべく1億円にまで減資して税法上の中小法人の地位を得て、法人税の軽減税率の適用や、外形標準課税の不適用など税制上の優遇措置を受けようとしたのである。

この計画が明らかになるや否や、中小企業を念頭に実施されている優遇税制を大企業が意図的に活用するのは問題であるといった批判が相次いだ。そうした批

判を受け、シャープは減資後の資本金を5億円にまで引き上げた。これで一件落着となったが、後味の悪さが残った。

大機小機

軽減税率が適用されるのは申告所得の800万円までであり、税額に引き直すと100万円前後にとどまる。そうした実態を離れて、所得全額に軽減税率が適用されるといふ誤解に基づきシャープは批判されたのであった。大企業が1億円にまで減資するのはひとつの経営判断であり、法人税法上、これを妨げる規定

シャープが投げかけた税制問題

はない。実際、資本金を1億円以下にとどめて優遇措置を享受する大手企業は少なからずみられる。するなど、中小企業の資本政策をゆがめる方向で機能していることである。加えて、資本金3億円以下とい

法人税の軽減額は「たかが100万円、されど100万円」なのである。企業経営者の多くは節税意識が高く、節税できる機会は最大限に利用しようとするからである。2012年度には5年間の時限措置として軽減税率が19%から15%に引き下げられ、そうした行動に拍車がかかった可能性も否定できない。根本的な原因は、資本金という意図的な操作が可能

より重要な問題は、優遇税制の存在自体が増資意欲をそぐ方向で作用したり、財務基盤の拡充意欲を減殺するなどの、中小企業の資本政策をゆがめる方向で機能していることである。加えて、資本金3億円以下という、中小企業基本法上の資本金基準による中小企業の定義も形骸化を余儀なくされるなど、法制面での不整合もみられる。

根本的な原因は、資本金という意図的な操作が可能な経営指標が優遇税制の基準に採用されるという仕立てにある。政府も検討を始めたようだが、こうした問題の発生を回避するために、従業員数など経営規模に連動する指標を基準に採用することが求められるのではなからうか。(春日)